

10月1日以後、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることを受け、山口県が発注する工事等のうち、当初契約日が10月1日以後となるものについては、消費税率を10%で契約することとなります。

また、すでに契約を締結した工事等及び今後契約を締結する工事等のうち、10月1日以後に引渡しを受けるものについても、法律に基づく経過措置等※に対応した契約手続を行ってまいりますので、事業者のみなさまの御理解、御協力をお願い申し上げます。

※ 法律に基づく経過措置等の概要は別紙のとおりです。

(参考：根拠法律)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」

※ 消費税法改正の概要については国税庁HPをご覧ください。

消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）

検索



上記の他、以下により取扱うこととしておりますので、併せてお知らせします。

## 1 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の取扱いについて

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

※ 契約締結の際に附則を設けることとしております。

## 2 関連書式及び要領等の修正について

今回の税率改正に伴い、以下のものについては、別途、文言修正を行うこととしております。

入札条件及び指示事項

山口県調査・設計業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領 他

## 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用について

以下の工事については、賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用に当たり、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

- (1) 平成31年4月1日以後に当初契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡しを受ける工事
- (2) 平成31年3月31日以前に当初契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡しを受ける工事で、平成31年4月1日以後、変更契約を締結する工事

契約への反映については、契約締結時に、以下の附則を設けることとなります。(変更契約の締結時には、変更契約書の最終条項として、同様の附則を設けます。)

附則の Word 版を技術管理課 HP に掲載しておりますので、契約書作成時にご利用ください。

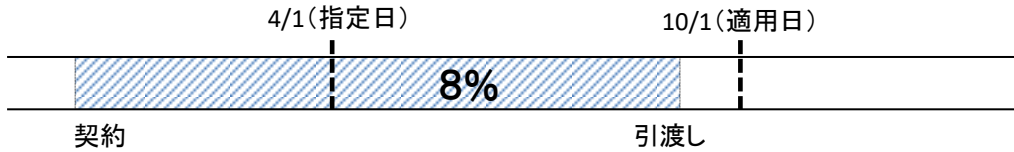
掲載先：[山口県/技術管理課/index・工事請負契約書・業務委託契約書様式](#)

### 附 則

第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

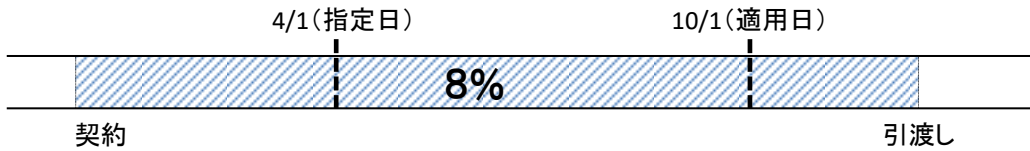
経過措置等の概要

- (1) 平成31年4月1日より前に契約、平成31年10月1日より前に引渡し額の変更に係わらず旧消費税率8%を適用する

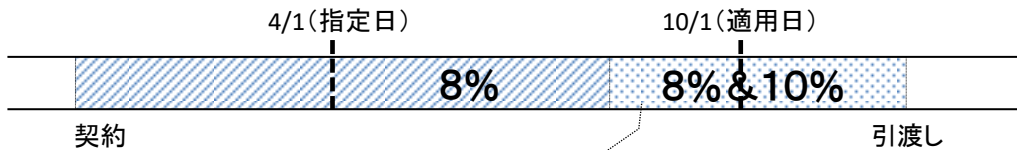


- (2) 平成31年4月1日より前に契約、平成31年10月1日以後引渡し

- ① 平成31年4月1日以後、変更契約で増額がない場合  
旧消費税率8%を適用する



- ② 平成31年4月1日以後、変更契約で増額がある場合  
増額分に相当する部分について、新税率10%を適用する

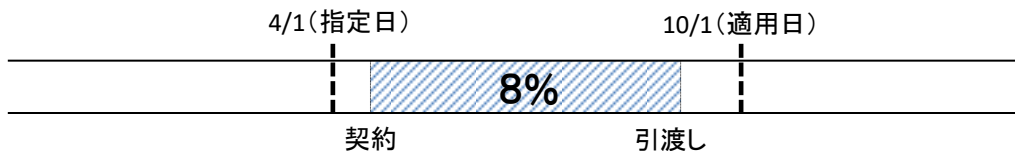


(参考: 減額変更と増額変更の両方がある場合)

△変更契約: 減 △変更契約: 増

**【例】**  
 当初契約額  
 10,800千円(税抜:10,000千円)  
 → 10,000千円 × 1.08 = 10,800千円  
 変更契約: 減  
 9,720千円(税抜: 9,000千円「10,000千円からの減額」)  
 → 9,000千円 × 1.08  
 変更契約: 増(税抜:11,000千円「9,000千円からの増額」)  
 11,900千円  
 → 10,000千円 × 1.08 + 1,000千円 × 1.10  
 ※3/31時点の契約額を超える部分にのみ新税率を適用

- (3) 平成31年4月1日以後契約、平成31年10月1日より前に引渡し額の変更に係わらず旧消費税率8%を適用する



※ 当初契約を(3)該当で締結した後、適用日以後まで工期を延長する場合は(4)該当に変わる

- (4) 平成31年4月1日以後契約、平成31年10月1日以後引渡し

契約全体に対して新税率10%を適用する

